

○第10次と第11次千葉県交通安全計画の変更点

第10次	第11次	
		備考
<p>第1編 道路交通の安全</p> <p>[目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・24時間死者数：年間150人以下にする。 ・交通事故死傷者数：年間1万8千人以下にする。 <p>[対策]</p> <p>■重点項目1 高齢者の交通安全対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)交通事故に遭わないための取組 (2)交通事故を起こさせないための取組 <p>■重点項目2：自転車の安全利用対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)自転車に係る交通事故防止対策の必要性 (2)自転車保険の普及及び加入の促進 (3)道路交通法令の適格な運用 (4)自転車の安全利用を推進する広報・啓発の強化 <p>■重点項目3：2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けた交通ルール・マナーの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)交通安全に関する本県の受け入れ態勢の充実 (2)本県を訪問する外国人観光客への交通ルール・マナーの実践の徹底 	<p>第1編 道路交通の安全</p> <p>[目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・24時間死者数：年間110人以下にする。 ・交通事故重傷者数：年間1,300人以下にする。 <p>[対策]</p> <p>■重点項目1 高齢者の交通安全対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)交通事故に遭わないための取組 (2)交通事故を起こさせないための取組 <p>■重点項目2：自転車の安全利用対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)幅広い世代を対象とした対策強化の必要性 (2)自転車を安全に利用できる環境づくりの推進 <p>■重点項目3：悪質・危険な運転者対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)悪質・危険な運転等をしない・させない環境づくり (2)飲酒運転などの悪質・危険な運転に対する取締りの強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・国が従来の「死傷者数」に代わり、より命にかかわり優先度が高い「重傷者数」に関する目標値を設定したことを受けて、変更。 ※重傷者とは 交通事故によって負傷し、1か月(30日)以上の治療を要する者 ・近年の自転車利用ニーズの高まりに対応。 ・いわゆる「あおり運転」や「ながら運転」の危険性について周知啓発を行う。
<p>【6つの視点】</p> <p>①高齢者・子どもの安全確保</p> <p>[主な実施事業]</p> <p>○高齢歩行者等の交通事故防止の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者宅訪問活動の推進 ・シルバーリーダーの育成・指導 ・高齢者交通安全いきいきキャンペーンの参加促進 ・視認性の高い服装の着用及び反射材等の普及促進 ・高齢者の事故マップを活用した交通安全教育の推進 ・老人クラブ・自治会・配食サービス業者等を通じた高齢者への情報発信、交通安全教育の推進 <p>○高齢運転者対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講習予備検査（認知機能検査）の充実 ・参加・体験・実践型教育の推進 ・運転免許自主返納に対する優遇措置の拡充 ・運転免許自主返納に関する周知・広報の強化、高齢者及び家族への支援・相談体制の強化 <p>○子どもの交通事故防止の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼児、小学校、中学校、高校生に対する交通安全教育の推進 ・通学路等の整備 	<p>【6つの視点】</p> <p>①高齢者・子どもの安全確保</p> <p>[主な実施事業]</p> <p>○高齢歩行者等の交通事故防止の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視認性の高い服装の着用及び反射材等の普及促進 ・シルバーリーダーの育成・指導 ・高齢者交通安全いきいきキャンペーンの参加促進 ・<u>高齢者に対する交通安全教育の推進</u> ^[NEW] ・<u>高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備</u> ^[NEW] <p>○高齢運転者対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全運転相談・認知機能検査の充実 ・参加・体験・実践型教育の推進 ・<u>適切な運動行動を促すための広報啓発の推進</u> ^[NEW] ・<u>安全運転サポート車の普及促進</u> ^[NEW] ・運転免許自主返納に対する支援措置の拡充等 ・<u>高齢者等の移動手段の確保・充実</u> ^[NEW] <p>○子どもの交通事故防止の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼児、小学校、中学校、高校生に対する交通安全教育の推進 ・<u>交通安全モデル園事業の実施</u> ^[NEW] 	<p>※安全運転サポート車とは 衝突被害軽減ブレーキ(AEBS:衝突を察知した車が自動的にブレーキを操作し、衝突前に停止、または原則させるブレーキ装置のこと)、ペダル踏み間違い時加速抑制装置を搭載した自動車という。</p>

第10次	第11次	
		備考
<p>②歩行者・自転車の安全確保-----</p> <p>[主な実施事業]</p> <p>○歩行者の安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視認性の高い服装の着用及び反射材等の普及促進 ・ゼブラ・ストップ活動の推進 ・3(サン)ライト運動の推進 ・歩道及び自転車利用環境の整備 <p>○自転車安全利用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車安全利用キャンペーン等の実施 ・社会人への広報・講習会等の開催 ・交通安全高齢者自転車大会の開催 ・自転車安全整備制度 ・自転車保険の加入促進 ・反射材の普及 ・自転車用指導警告書(イエローカード)の活用 ・悪質・危険な運転者に対する取締りの徹底 ・自転車運転者講習制度の適正な運用 ・運転者教育当の充実 <p>○参加体験型交通安全教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学齢期における交通安全教育 ・こども自転車免許証制度の推進 ・スケアードストレイト教育技法による自転車交通安全教室の推進 ・高齢者交通安全教室等の開催 	<p>②歩行者・自転車の安全確保と遵法意識の向上-----</p> <p>[主な実施事業]</p> <p>○歩行者の安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視認性の高い服装の着用及び反射材等の普及促進 ・ゼブラ・ストップ活動及び3(サン)ライト運動の推進 ・<u>通学路等における交通安全の確保</u>^[NEW] ・<u>高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備</u>^[NEW] <p>○自転車安全利用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車安全利用キャンペーン等の実施 ・社会人への広報・講習会等の開催 ・自転車安全整備制度 ・自転車損害賠償保険等への加入促進 ・反射材等の普及 ・自転車運転者講習制度の適正な運用 ・<u>全ての年齢層へのヘルメット着用の普及促進</u>^[NEW] ・<u>幼児二人同乗用自転車の安全利用の促進</u>^[NEW] ・<u>安全で快適な自転車利用環境の整備</u>^[NEW] ・<u>自転車等の駐車対策の推進</u>^[NEW] <p>○その他、交通安全教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>幼児、小学生、中学生、高校生に対する交通安全教育の推進</u> ・<u>交通安全モデル園事業の実施</u>^[NEW] ・子ども自転車免許の推進 ・スケアードストレイト教育技法による自転車交通安全教室の推進 ・高齢者交通安全教室等の開催 	<p>※ゼブラ・ストップ活動とは 運転者に対して横断歩道等における歩行者等の優先義務を周知させることにより、横断歩道上での歩行者等の保護を強化することが目的。</p> <p>※3(サン)ライト運動とは 夕暮れ時から夜間にかけて多発している歩行者の道路横断中の事故抑止を重点とし、3つのライトを推進し、交通事故を抑制する運動。</p>
<p>③生活道路・幹線道路における安全確保-----</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活道路における交通安全対策の推進 ・歩道及び自転車利用環境の整備 ・人にやさしい信号機等の整備 ・事故ゼロプラン(事故危険区間重点解消作戦)の推進 ・交通事故多発箇所の共同現地診断 	<p>③生活道路・幹線道路における安全確保-----</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活道路における交通安全対策の推進 ・<u>通学路等における交通安全の確保</u>^[NEW] ・<u>歩行者空間のバリアフリー化</u>^[NEW] ・人にやさしい信号機等の整備 ・事故ゼロプラン(事故危険区間重点解消作戦)の推進 ・<u>事故危険個所対策の推進</u>^[NEW] ・<u>適切に機能分担された道路網の整備</u>^[NEW] ・<u>道路の改築等による交通事故対策の推進</u>^[NEW] ・<u>一般道路・高速道路における交通指導取締り等の強化等</u>^[NEW] ・交通事故多発箇所の共同現地診断 	

第10次	第11次	
		備考
<p>④地域でつくる交通安全の推進-----</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通安全推進隊の整備・支援 高齢者孤立化防止活動（ちばSSKプロジェクト） ヒヤリ地図の作成 いきいき運転講座の促進 「飲酒運転は絶対しない・させない・ゆるさない」環境づくり 救助救急体制の整備 	<p>④地域が一体となった交通安全対策の推進-----</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通安全推進隊の整備・支援 交通安全運動の推進^[NEW] 高齢者孤立化防止活動（ちばSSKプロジェクト） シルバーリーダーの育成・指導^[NEW] 「飲酒運転は絶対しない・させない・ゆるさない」環境づくり 交通安全教育指導者の育成^[NEW] 交通安全教育推進の支援^[NEW] 暴走族追放気運の高揚及び家庭・学校等における青少年の指導の充実^[NEW] 応急手当の普及啓発活動の推進^[NEW] 	<p>県内の交通事故の状況 死者数の半数以上が高齢歩行者。 うち6割が自宅から500m以内で発生 子供の事故 …死者数の約6割が歩行、自転車乗車中。 約4割は、自宅から500m以内で発生</p> <p>居住地の近くで事故が発生している ⇒地域のコミュニティを活用した啓発が必要</p>
<p>⑤交通実態等を踏まえたきめ細やかな対策の推進-----</p> <ul style="list-style-type: none"> 効果的な交通規制の推進 交通事故調査・分析の充実 共同現地診断 交通事故データ解析等統計分析の高度化 事故調査委員会の効果的運用 	<p>⑤交通実態等を踏まえたきめ細やかな対策の推進-----</p> <ul style="list-style-type: none"> 業態ごとの事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策^[NEW] 事業用自動車の事故調査委員会の提案を踏まえた対策 地域の特性に着目した交通安全対策^[NEW] 安全で機能的な都市交通確保のための交通規制^[NEW] 交通事故多発地域における重点的交通規制^[NEW] 交通事故多発箇所の共同現地診断 交通死亡事故等重大事故発生に伴う緊急現地診断^[NEW] 交通事故データの解析等統計分析の高度化 交通事故調査委員会の効果的な運用 	<p>交通死亡事故の防止対策として、ビックデータ等 を活用し、死亡事故の発生場所、時間帯、形態等 から、事故の発生が懸念される場所の情報等から 対策を講じる。</p>
<p>⑥先端技術の活用推進-----</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路交通情報の充実（道路交通情報通信システム VICS） IT化の推進による安全で快適な道路交通環境の充実 （交通管制システムの充実・高度化）（信号機の高度化） 高度な道路交通システムの活用 （道路交通情報通信システム VICS）（新交通管理システム UTMS） 救急医療体制の整備（救急医療情報システム） 	<p>⑥先端技術の活用推進-----</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全運転サポート車の普及促進 人に優しい信号機等の整備 （歩行者等支援情報通信システム（高度化 PICS）） ITSの推進による安全で快適な道路交通環境の実現 （交通管制システムの充実・高度化） ITSの活用（道路交通情報通信システム VICS）（新交通管理システム UTMS） （信号情報活用運転支援システム TSPS）（ETC2.0の展開） 道路交通情報の充実 自動運転車の安全対策・活用の推進 自動車アセスメント情報の提供等 救助・救急体制の整備 （現場休校支援システム FAST）（救急搬送支援システム M-MOCS） 救急医療体制の整備（救急医療情報システム） 	<p>交通事故の多くは、不注意や身体機能の低下など 運転者に起因して発生。 ⇒人的要因を抑制し、運転機能を補助・支援</p> <p>※安全運転サポート車とは 衝突被害軽減ブレーキ(AEBS)を搭載した車 （サポカー・サポカーS）のこと。 サポカー：衝突被害軽減ブレーキを搭載 サポカーS：サポカー機能とペダルー踏み間違い 急発進抑制装置を搭載した車。</p> <p>※自動運転としてレベル3以上を想定 国際基準は6段階あり、レベル3は、特定の走行 環境条件を満たす限定された領域で、システム が運転操作を全て代替すること。 （レベル0：自動化なし、1.2：運転支援車 4：自動運転車（限定領域）、5：完全自動運転車）</p>

第10次	第11次	
		備考
<p>■道路交通安全の施策</p> <p>【8つの柱】</p> <p>①県民一人一人の交通安全意識の高揚</p> <p>②安全運転の確保</p> <p>③道路交通環境の整備</p> <p>④車両の安全性の確保</p> <p>⑤道路交通秩序の維持</p> <p>⑥救助・救急活動の充実</p> <p>⑦被害者支援の充実と推進</p> <p>⑧交通事故調査・分析の充実</p> <hr/> <p>第2編 鉄道交通の安全</p> <p>[目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗客の死者数ゼロを目指す ・運転事故全体の死者数減少を目指す 	<p>■道路交通安全の施策</p> <p>【8つの柱】</p> <p>①県民一人一人の交通安全意識の高揚</p> <p>②安全運転の確保</p> <p>③道路交通環境の整備</p> <p>④車両の安全性の確保</p> <p>⑤道路交通秩序の維持</p> <p>⑥救助・救急活動の充実</p> <p>⑦被害者支援の充実と推進</p> <p>⑧交通事故調査・分析の充実</p> <hr/> <p>第2編 鉄道交通の安全</p> <p>[目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗客の死者数ゼロを目指します ・運転事故全体の死者数減少を目指します 	
<p>【8つの柱】</p> <p>①鉄道交通環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道施設等の安全性の向上 ・運転保安設備等の整備 <p>②鉄道交通の安全に関する知識の普及</p> <p>③鉄道の安全な運行の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保安監査の実施 ・運転士の資質の保持 ・安全上のトラブル情報の共有・活用 ・気象情報等の充実 ・大規模な事故等が発生した場合の適切な対応 ・運輸安全マネジメント評価の実施 <p>④鉄道車両の安全性の確保</p> <p>⑤救助・救急活動の充実</p> <p>⑥被害者支援の推進</p> <p>⑦鉄道事故等の原因究明と再発防止</p> <p>⑧研究開発及び調査研究の充実</p>	<p>【6つの柱】</p> <p>①鉄道交通環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道施設等の安全性の向上 ・運転保安設備等の整備 <p>②鉄道交通の安全に関する知識の普及</p> <p>③鉄道の安全な運行の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保安監査の実施 ・運転士の資質の保持 ・安全上のトラブル情報の共有・活用 ・気象情報等の充実 ・大規模な事故等が発生した場合の適切な対応 ・運輸安全マネジメント評価の実施 ・計画運休への取組^[NEW] <p>④鉄道車両の安全性の確保</p> <p>⑤救助・救急活動の充実</p> <p>⑥被害者支援の推進</p>	<p>※計画運休とは</p> <p>大型の台風が接近、上陸する場合など、気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれが予想される時、情報提供をした上で計画的に列車の運転を休止するなどの安全確保</p>

第10次	第11次	
		備考
<p>第3編 踏切道における交通の安全</p> <p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成32年までに踏切事故件数を平成27年と比較して約1割削減する <p>【4つの柱】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・踏切道の立体交差化 ・踏切道の構造の改良の促進 ②踏切保安設備の整備及び交通規制の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・踏切保安設備等の整備 ・交通規制の実施 ③踏切道の統廃合の促進 ④その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置 	<p>第3編 踏切道における交通の安全</p> <p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度までに踏切事故件数を令和2年と比較して減少する <p>【4つの柱】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①踏切道の立体交差化、構造の改良の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・踏切道の立体交差化 ・踏切道の構造の改良の促進 ②踏切保安設備の整備及び交通規制の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・踏切保安設備等の整備 ・交通規制の実施 ③踏切道の統廃合の促進 ④その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置 	